

事務連絡
平成21年5月18日

都道府県
各指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き
及び利用者負担に係る Q&A の送付等について

平素より、障害福祉行政に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成21年7月より、障害福祉サービスに係る負担上限月額の軽減措置の適用時に審査していただくこととしていた資産要件について、撤廃することとし、また、個別減免を適用する際の収入認定及び補足給付の額の算定における収入認定において、心身障害者扶養共済制度の給付金を収入として認定しないこととしております。

つきましては、以上の内容を、「障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き」に反映させましたので、本手引きに従い、負担上限額の決定等の事務を適切に取り扱われますようお願いいたします。（ただし、現時点の暫定版であり、今後変更になることもあり得ます。変更が生じた場合には、別途御連絡いたします。）

また、問い合わせの多い事項等について、別添「利用者負担に係る Q&A」のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3092・3148）

(別添)

利用者負担に係るQ & A

Q 本年4月から体験的にグループホーム・ケアホーム（GH・CH）の利用が可能となったが、体験的GH・CH利用の際の、利用者負担軽減措置の適用如何。

A 以下の理由により、個別減免を適用することとする。

- ① 法令上、グループホーム・ケアホームの利用がなされた場合には、個別減免を適用することとしていること。
- ② 体験的GH・CHの利用は、GH・CHの本利用の前提となるものであり、法令上の適用の例外とするべきではないこと。